

I 調査事績の概要

1 法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和3事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人217件（前年対比126.2%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は169件（同118.2%）、その申告漏れ所得金額は45億円（同79.1%）、追徴税額は11億3百万円（同70.2%）となっています。

(注)1 令和3事務年度の調査事績は、令和3年2月1日から令和4年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和3年7月から令和4年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

2 追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

○ 法人税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	172 件	45.7 %	217 件	126.2 %
非違があった件数	2	143 件	47.5 %	169 件	118.2 %
うち不正計算があった件数	3	63 件	47.0 %	80 件	127.0 %
申告漏れ所得金額	4	5,688 百万円	88.0 %	4,500 百万円	79.1 %
うち不正所得金額	5	1,555 百万円	47.3 %	2,754 百万円	177.1 %
調査による追徴税額	6	1,573 百万円	97.4 %	1,103 百万円	70.2 %
うち加算税額	7	258 百万円	83.9 %	240 百万円	93.0 %
不正発見割合 (3/1)	8	36.6 %	1.0 ポイント	36.9 %	0.3 ポイント
調査1件当たりの申告漏れ所得金額 (4/1)	9	33,073 千円	192.4 %	20,737 千円	62.7 %
不正1件当たりの不正所得金額 (5/3)	10	24,679 千円	100.7 %	34,421 千円	139.5 %
調査1件当たりの追徴税額 (6/1)	11	9,144 千円	212.9 %	5,085 千円	55.6 %

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方法人税が含まれています。

(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和3事務年度においては、法人消費税について、207件（前年対比124.7%）の实地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は145件（同126.1%）、その追徴税額は5億53百万円（同133.1%）となっています。

○ 法人消費税の实地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
实地調査件数	1	166 件	44.5 %	207 件	124.7 %
非違があった件数	2	115 件	47.1 %	145 件	126.1 %
うち不正計算があった件数	3	48 件	42.5 %	67 件	139.6 %
調査による追徴税額	4	415 百万円	32.9 %	553 百万円	133.1 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	98 百万円	36.8 %	254 百万円	258.9 %
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	2,501 千円	73.9 %	2,670 千円	106.8 %
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	2,048 千円	86.6 %	3,798 千円	185.4 %

(注) 調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2 源泉所得税等の調査事績の概要

令和3事務年度においては、256件（前年対比135.4%）の源泉徴収義務者について实地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があった源泉徴収義務者は103件（同160.9%）で、その追徴税額は1億76百万円（同75.8%）となっています。

○ 源泉所得税等の实地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数(給与所得)	1	29,519 件	104.5 %	30,109 件	102.0 %
实地調査件数	2	189 件	46.3 %	256 件	135.4 %
非違があった件数	3	64 件	41.3 %	103 件	160.9 %
うち重加算税適用件数	4	18 件	58.1 %	26 件	144.4 %
調査による追徴税額	5	232 百万円	57.6 %	176 百万円	75.8 %
調査1件当たりの追徴税額	6	1,227 千円	124.2 %	686 千円	55.9 %

(注) 調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

Ⅱ 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 不正に還付申告を行っていた法人から27百万円を追徴 ～

- 虚偽の申告により不正に消費税の還付金を得るケースが見受けられます。こうした不正還付等を行っていると思われる法人については、的確に選定し、厳正な調査を実施しています。
- 令和3事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、37件（前年対比119.4%）に対し実地調査を実施し、消費税1億7百万円（同71.8%）を追徴課税しました。また、そのうち5件（同33.3%）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、27百万円（同72.4%）を追徴課税しました。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実地調査件数	1	31 件	57.4 %	37 件	119.4 %
非違があった件数	2	25 件	62.5 %	27 件	108.0 %
うち不正計算があった件数	3	15 件	115.4 %	5 件	33.3 %
調査による追徴税額	4	149 百万円	21.3 %	107 百万円	71.8 %
うち不正計算に係る追徴税額	5	37 百万円	135.9 %	27 百万円	72.4 %
調査1件当たりの追徴税額(4/1)	6	4,821 千円	37.2 %	2,900 千円	60.2 %
不正1件当たりの追徴税額(5/3)	7	2,472 千円	117.8 %	5,367 千円	217.1 %

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

～ 海外取引等に係る調査で55百万円の申告漏れを把握 ～

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外の取引先からの入金公表外預金へ振込させ、収入を除外している等の不正計算を行うものが見受けられます。このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和3事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を20件（前年対比95.2%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを、4件（同57.1%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を55百万円（同148.6%）把握しました。

○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
実地調査件数	1	件	%	件	%	件	%
		21	28.8	20	95.2		
海外取引等に 係る非違があ った件数	2	件	%	件	%	件	%
		7	28.0	4	57.1		
うち不正計算 があった件数	3	件	%	件	%	件	%
		2	33.3	2	100.0		
海外取引等に 係る申告漏れ 所得金額	4	百万円	%	百万円	%	百万円	%
		37	7.1	55	148.6		
うち不正所得 金額	5	百万円	%	百万円	%	百万円	%
		7	4.0	28	400.0		

2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～ 海外取引等に係る源泉所得税等で30百万円を追徴 ～

- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、非居住者や外国法人に対する支払（非居住者等所得）について、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、源泉所得税等の観点から、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- 令和3事務年度においては、非居住者に対する土地等の譲渡対価や給与等の人的役務の提供に対する報酬等などの支払について源泉所得税等の課税漏れを12件（前年対比240.0%）把握し、30百万円（同99.1%）を追徴課税しました。

○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項目		事務年度等		令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
非違があ った件数	1	件	%	件	%	件	%
		5	45.5	12	240.0		
調査による 追徴本税額	2	百万円	%	百万円	%	百万円	%
		31	234.5	30	99.1		

3 無申告法人に対する取組 ～ 無申告法人から80百万円を追徴 ～

- 事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、登記情報等から法人を把握した上、無申告法人を的確に管理するとともに、稼働しているにもかかわらず無申告である法人に対する調査に重点的に取り組んでいます。
- 令和3事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると見込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税34百万円（前年対比16.5%）、消費税46百万円（同60.6%）、合わせて80百万円（同28.6%）を追徴課税しました。
- このうち、稼働している実態を隠し、意図的に無申告であった法人に対し、法人税10百万円（同439.5%）、消費税2百万円（同46.7%）を追徴課税しました。

○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		令和2		令和3	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比		
法人税	実地調査件数	1	件 13	% 144.4	件 5	% 38.5	
	うち不正計算があった件数	2	件 1	% 50.0	件 2	% 200.0	
	調査による追徴税額	3	百万円 204	% 1,569.2	百万円 34	% 16.5	
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円 2	% 16.7	百万円 10	% 439.5	
消費税	実地調査件数	5	件 11	% 122.2	件 4	% 36.4	
	うち不正計算があった件数	6	件 1	% 50.0	件 1	% 100.0	
	調査による追徴税額	7	百万円 76	% 163.8	百万円 46	% 60.6	
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円 4	% 17.3	百万円 2	% 46.7	
調査による追徴税額合計		9	百万円 280	% 466.7	百万円 80	% 28.6	
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円 6	% 17.6	百万円 12	% 200.0	

(注)調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

(参考計表) 令和3事務年度における不正発見割合の高い業種(法人税)及び不正1件当たりの不正所得金額の大きな業種(法人税)

別表

不正発見割合の高い業種(法人税)

順位	業種目	不正発見割合		不正1件当たりの不正所得金額 (千円)
		(%)	前年順位	
1	管工事	66.7	5	6,084
2	土木建築サービス	60.0	14	37,498
3	建売、土地売買	57.1	4	41,678
4	土木工事	54.2	5	43,992
5	一般土木建築工事	47.4	2	33,825
6	その他のサービス	40.0	-	9,781
7	建築工事	36.4	8	11,272
8	その他の不動産	25.0	3	6,417
9	職別土木建築工事	23.1	-	20,534
10	電気・通信工事	22.2	5	9,993

不正1件当たりの不正所得金額の大きな業種(法人税)

順位	業種目	不正1件当たりの不正所得金額		不正発見割合 (%)
		(千円)	前年順位	
1	土木工事	43,992	6	54.2
2	建売、土地売買	41,678	9	57.1
3	土木建築サービス	37,498	2	60.0
4	一般土木建築工事	33,825	5	47.4
5	職別土木建築工事	20,534	3	23.1
6	建築工事	11,272	13	36.4
7	電気・通信工事	9,993	4	22.2
8	その他のサービス	9,781	-	40.0
9	その他の不動産	6,417	8	25.0
10	管工事	6,084	1	66.7